

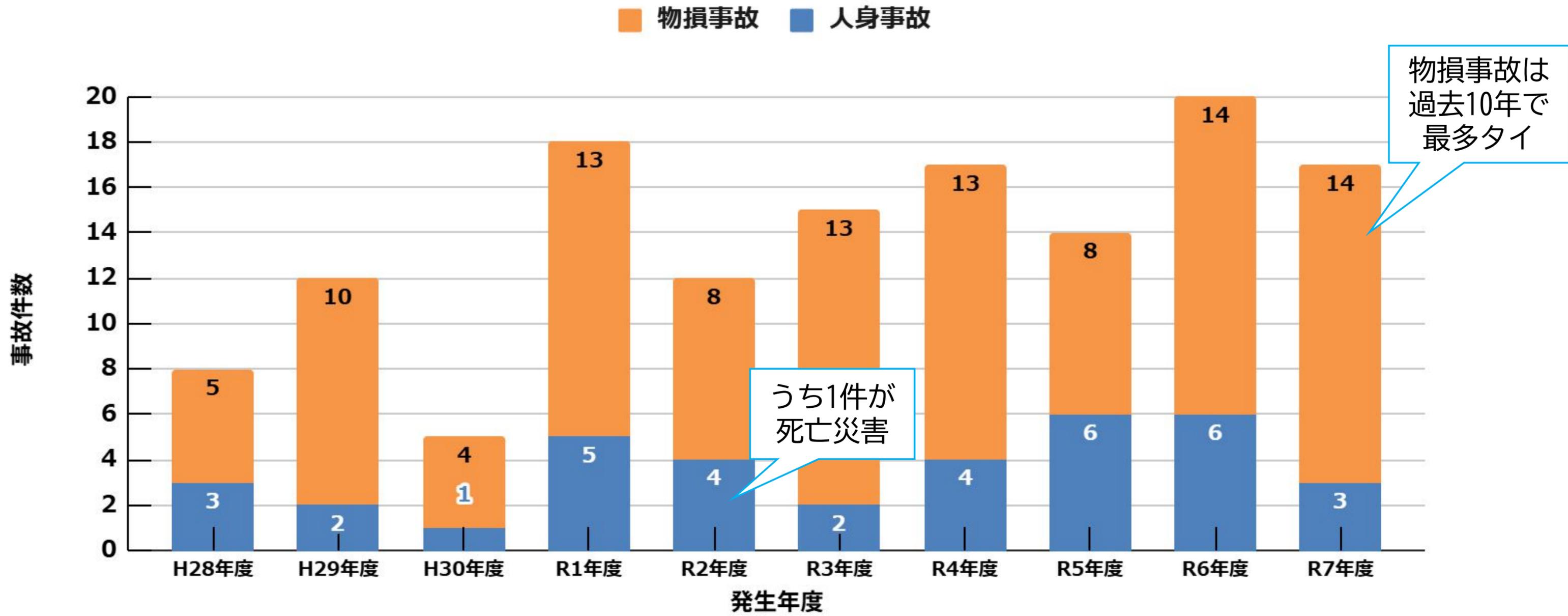
令和7年度  
札幌市水道局

# 公共工事安全管理研修

# 目次

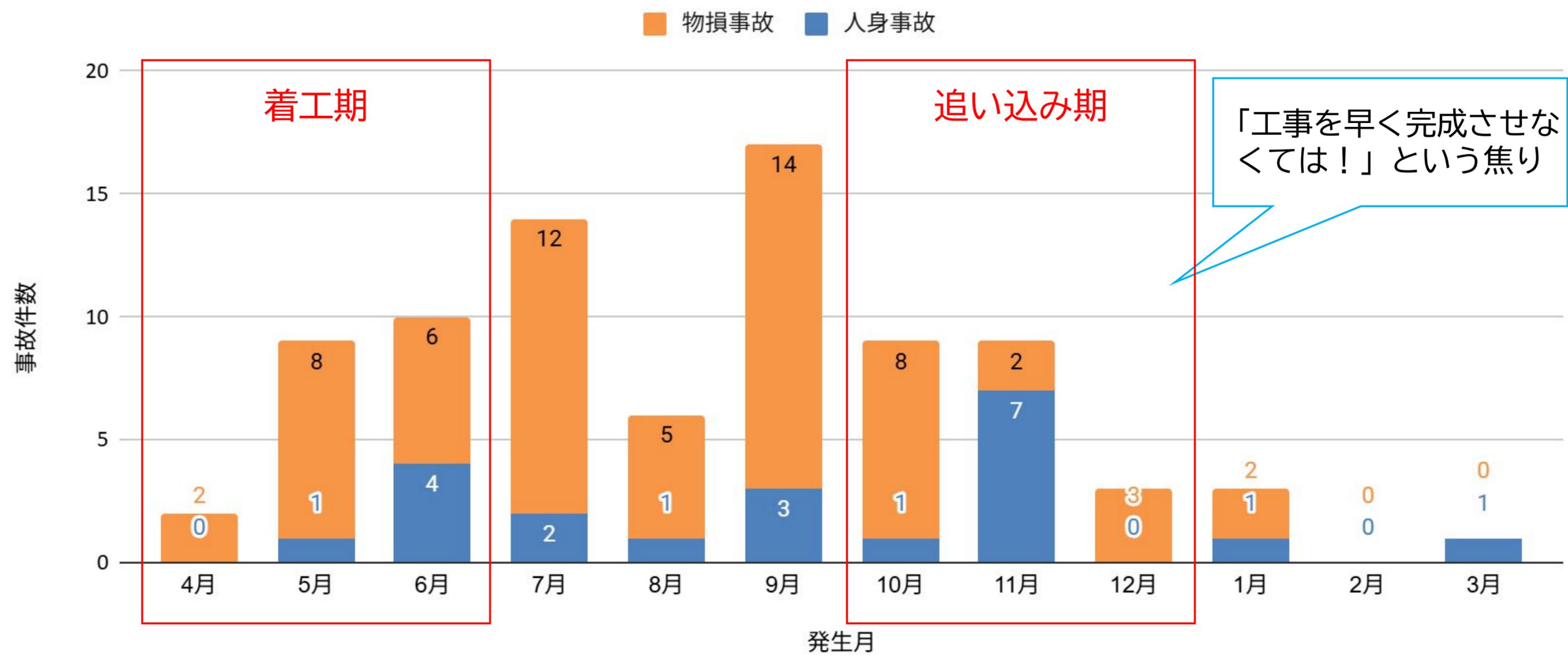
- 1 水道工事の事故発生状況と事例
- 2 安全管理のポイント
- 3 労働基準監督署からのお知らせ

# 水道局発注工事における人身事故・物損事故件数の推移



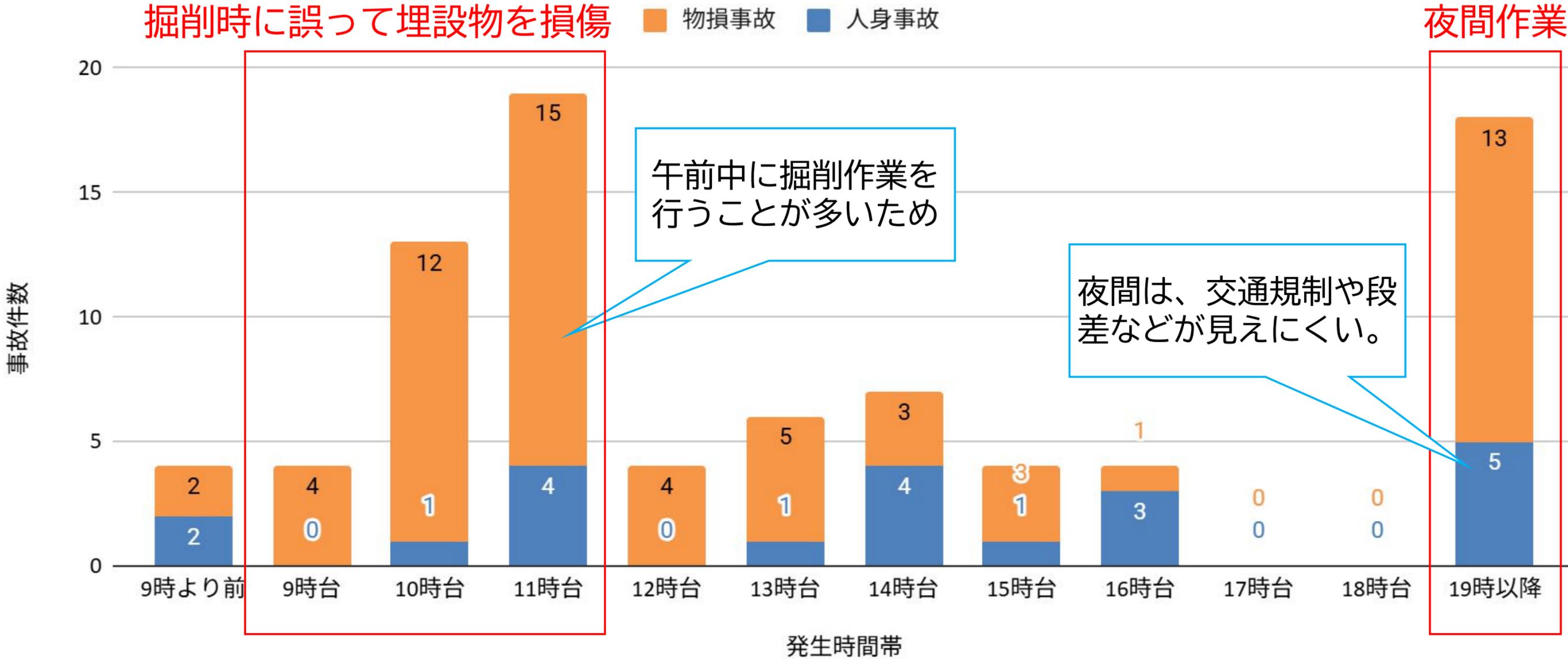
※令和8年2月27日現在

# 水道局発注工事における発生月別の事故件数



※令和8年2月27日現在

# 水道局発注工事における発生時間帯別の事故件数



※令和8年2月27日現在

1 水道工事の事故発生状況と事例

# 人身事故・物損事故の事故型分類表

(公衆災害/物損事故)

対象物	例	R7	直近10年
一般車両		1	16
その他一般所有物件	個人所有の塀、カーポート等	0	6
埋設管 (水道)		6	14
埋設管 (水道以外)	下水道、ガス、電気、NTT等	4	47
水道以外の地上公共物	電柱、街灯柱、架空線等	3	16
その他水道施設設備	テレメーターケーブル等	0	3

(労働災害/人身事故)

事故の型	状況	R7	直近10年
墜落・転落	構造物、立坑内での転落等	2	7
転倒	舗装段差でのつまづき等	0	4
激突	足元を滑らせて機械へ接触等	0	1
飛来・落下	資材の落下によるはさまれ	0	1
激突され	バックホウ接触、ランマー転倒等	0	2
はさまれ・巻き込まれ	車両間にはさまれる、建設機械に轢かれる等	1	11
その他	体調異変、やけど等	0	7

発生件数が一番多い

毎年発生している。  
工事前の試掘が重要です！

(公衆災害/人身事故)

事故の型	状況	R7	直近10年
墜落・転落	構造物、立坑内での転落等	0	1
転倒	舗装段差でのつまづき等	0	2

1 水道工事の事故発生状況と事例

# 令和7年度 工事事故一覧表 (1/3)

No.	発生月	災害別	人身/物損	被災人数	事故の型	起因物	事故概要	災害発生概況
1	5月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	分水栓折損	新設配水管布設のため重機で掘削作業中、玉石（直径50cm）を掘り起こす際に玉石が既設分水栓に接触し、分水栓が破損した。事故により、破損個所の住宅1軒が断水となった。
2	5月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	給水管折損	新設管布設箇所の試験掘削作業中、バックホウ（0.1m3級）のバケットが水道給水管（Peφ20）に接触し破損した。事故により、破損個所の住宅1軒が断水となった。
3	5月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	ガス引込管折損	試掘作業中に手掘りにてガス本管（φ50）（土被り約1.2m）を確認したため、ガス引き込み管も同じ深さに埋設されていると予想し、また、土質も玉石が多く発生していたことから、手掘りではなく重機を使い発生土を除去したところ、ガス引込管（φ30）を破損した。
4	5月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	ガス引込管折損	配水管φ100を布設するため、車道内を掘削作業中に、ガス引込管（残置管）を破損した。
5	5月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	ガス引込管折損	配水管φ100を布設するため、車道内を掘削作業中に、ガス引込管（φ25）を破損した。
6	6月	公衆災害	物損事故	-	その他	ダンプトラック	NTT柱折損	ダンプトラックが転回のため後進中、NTT柱に接触し折損した。

## 令和7年度 工事事故一覧表 (2/3)

No.	発生月	災害別	人身/物損	被災人数	事故の型	起因物	事故概要	災害発生概況
7	6月	労働災害	人身事故	重症1名	墜落・転落	クレーン付きトラック	転落による人身事故	引込管とつながった消火栓をクレーン付きトラックに積込むため荷台の上で作業を行っていた被災者が、吊荷に押され荷台から転落し負傷した。
8	8月	公衆災害	物損事故	-	その他	塗装用ローラー	一般車両及び塀の損傷	消火栓塗装工事にて上塗り作業中に塗料が飛散し、地先の一般車両及び塀に塗料が付着し損傷した。
9	8月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	配水補助管折損	配水補助管PeHφ50の布設のため重機で掘削作業中、切替予定箇所の既設配水補助管Peφ50にバケットが接触し破損した。事故により、戸建て住宅7軒が断水となった。
10	9月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	ガス引込管折損	給水管の継替をするため、宅地内の掘削作業中に、ガス引込管（φ25、予定栓）を破損した。
11	9月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	配水管折損	配水管φ300布設のため重機で掘削作業中、既設配水管φ350にバケットが接触し破損した。事故による濁水・断水は無し。
12	9月	公衆災害	物損事故	-	その他	スコップ	給水管折損	人力による試掘作業中、スコップにて給水管（Peφ25）を破損した。事故により、破損個所の住宅1軒が断水となった。

## 令和7年度 工事事故一覧表 (3/3)

No.	発生月	災害別	人身/物損	被災人数	事故の型	起因物	事故概要	災害発生概況
13	9月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	北電架空線	立坑埋戻し作業中、バックホウを旋回させた際に北電架空線（宅内への引込線）に接触し切断した。
14	9月	公衆災害	物損事故	-	その他	掘削機	配水補助管折損	重機による管路掘削作業中、既設配水補助管にバケットが接触し破損した。事故により、24栓が断水となった。
15	9月	労働災害	人身事故	軽傷1名	墜落・転落	ダンプトラック	転落による人身事故	工事範囲内の法面崩壊箇所の補修のため、大型土嚢を油圧ショベルにて10tダンプトラックに積込みしようとしていた際、荷台上で作業をしていた被災者がバランスを崩し、ダンプトラックから転落し、地上に設置していた単管バリケードに右肩後方を強打し負傷した。
16	11月	労働災害	人身事故	重症1名	はさまれ・巻き込まれ	タイヤローラ	タイヤローラによる人身事故	舗装復旧の転圧作業中、後進したタイヤローラが、住民対応のため作業区域内に入ってしまった交通誘導警備員を轢過し、負傷した。
17	1月	公衆災害	物損事故	-	その他	ダンプトラック	NTT柱折損	残土仮置場に残土を降ろした後、荷台を下げるのを失念し、そのまま仮置場から公道に出た際、NTT架空線に接触した。その後、荷台に架空線が引っ掛かったことに気付かず走行したため、架空線及びその先のNTT柱がトラックに引っ張られ、NTT柱を損傷した。

事例  
①

[公衆災害/物損事故]  
管路掘削時に既設分水栓を折損

概要

発生日時：令和7年5月13日  
作業内容：バックホウによる管路掘削  
事故内容：玉石を掘り起こす際に、玉石が分水栓に接触し破損した。  
被害内容：破損個所の住宅1軒が断水

原因と対策

<原因>

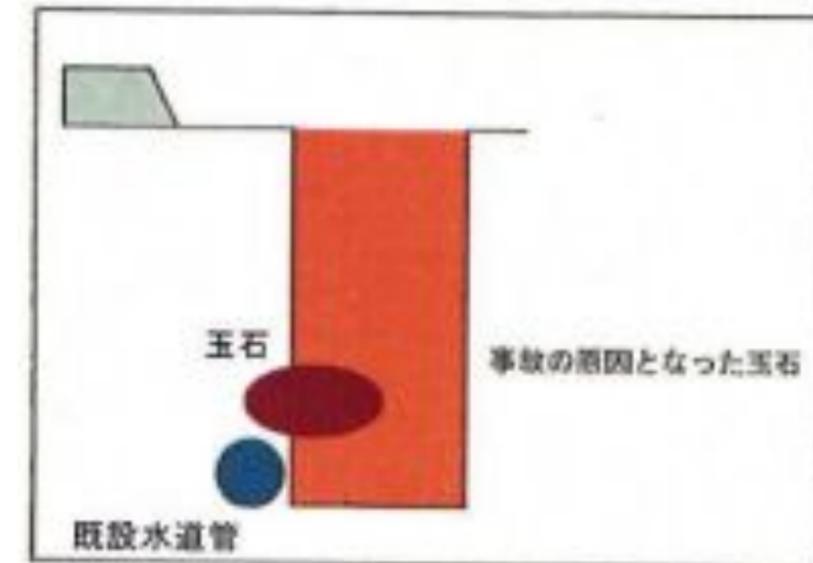
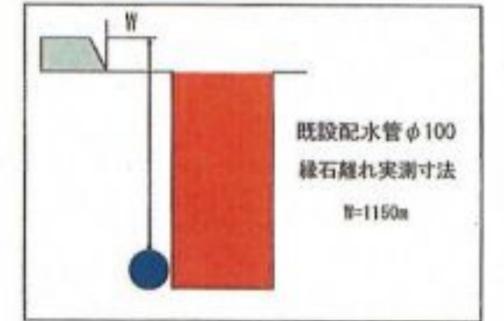
- 既設配水管が蛇行していたため、当該掘削箇所の埋設位置を正しく把握していなかったこと。
- 玉石全体を把握せずに掘り起こしたこと。

<対策>

- 玉石が大きい場合は、手掘りにより玉石全体を把握し、地下埋設物に影響を与えないか確認する。
- 玉石が大きすぎる場合は、掘削範囲を広げて対応する。



R7年5月13日  
給水栓折損部  
既設配水管縁石離れW=1150mm



## 事例 ②

# [公衆災害/物損事故] 試掘時に既設給水管を折損

## 概要

発生日時：令和7年5月14日

作業内容：バックホウによる試験掘削

事故内容：バケットが既設給水管（Peφ20）に接触し破損した。

被害内容：破損個所の住宅1軒が断水

## 原因と対策

### <原因>

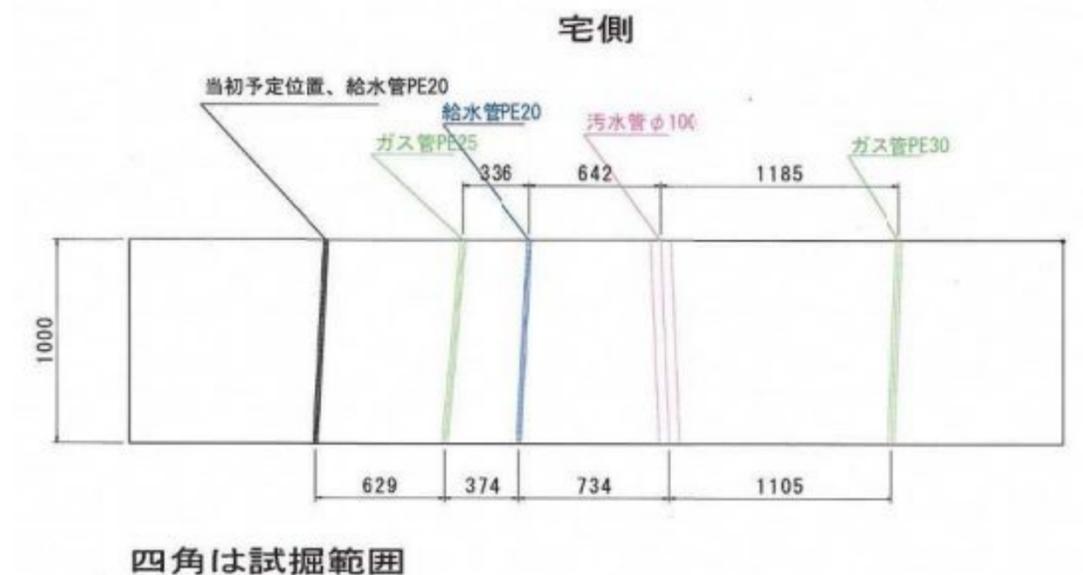
- 給水管竣工図と異なる位置に付設されてはいたものの、近接している下水道管とガス管の間に埋設されていることを考慮していなかったこと。
- 埋設物がある掘削深度であったにもかかわらず、手掘り掘削を行わなかったこと。

### <対策>

- 埋設物が確認できない場合は、当該埋設物が確認できるまで手掘り掘削を行うことを徹底する。



給水管φ20



事例  
③

[公衆災害/物損事故]  
試掘時にガスを折損

## 概要

発生日時：令和7年5月15日

作業内容：バックホウによる試験掘削

事故内容：バケットがガス管（φ30）に接触し破損した。

## 原因と対策

### <原因>

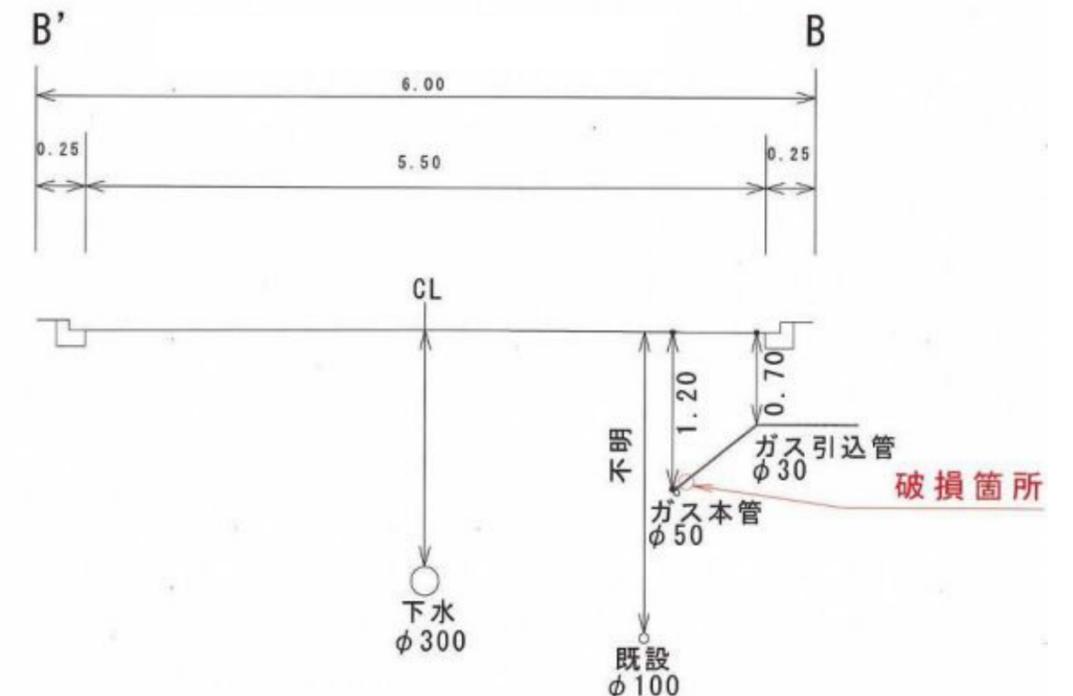
- 先にガス本管を確認していたため、引込管も同じ深さに埋設されていると思い込んだこと。
- 埋設物がある掘削深度であったにもかかわらず、手掘り掘削をしなかったこと。

### <対策>

- 掘削箇所で予想される埋設物を作業員全員に周知した上で作業する。
- 重機使用時は、刃先監視員を配置し、十分に注意して作業する。
- 埋設物が確認できない場合は、当該埋設物が確認できるまで手掘り掘削を徹底する。



横断図



事例  
④

[公衆災害/物損事故]  
管路掘削時にガスを折損

## 概要

発生日時：令和7年5月19日

作業内容：バックホウによる管路掘削

事故内容：バケットがガス管（φ25）に接触し破損した。

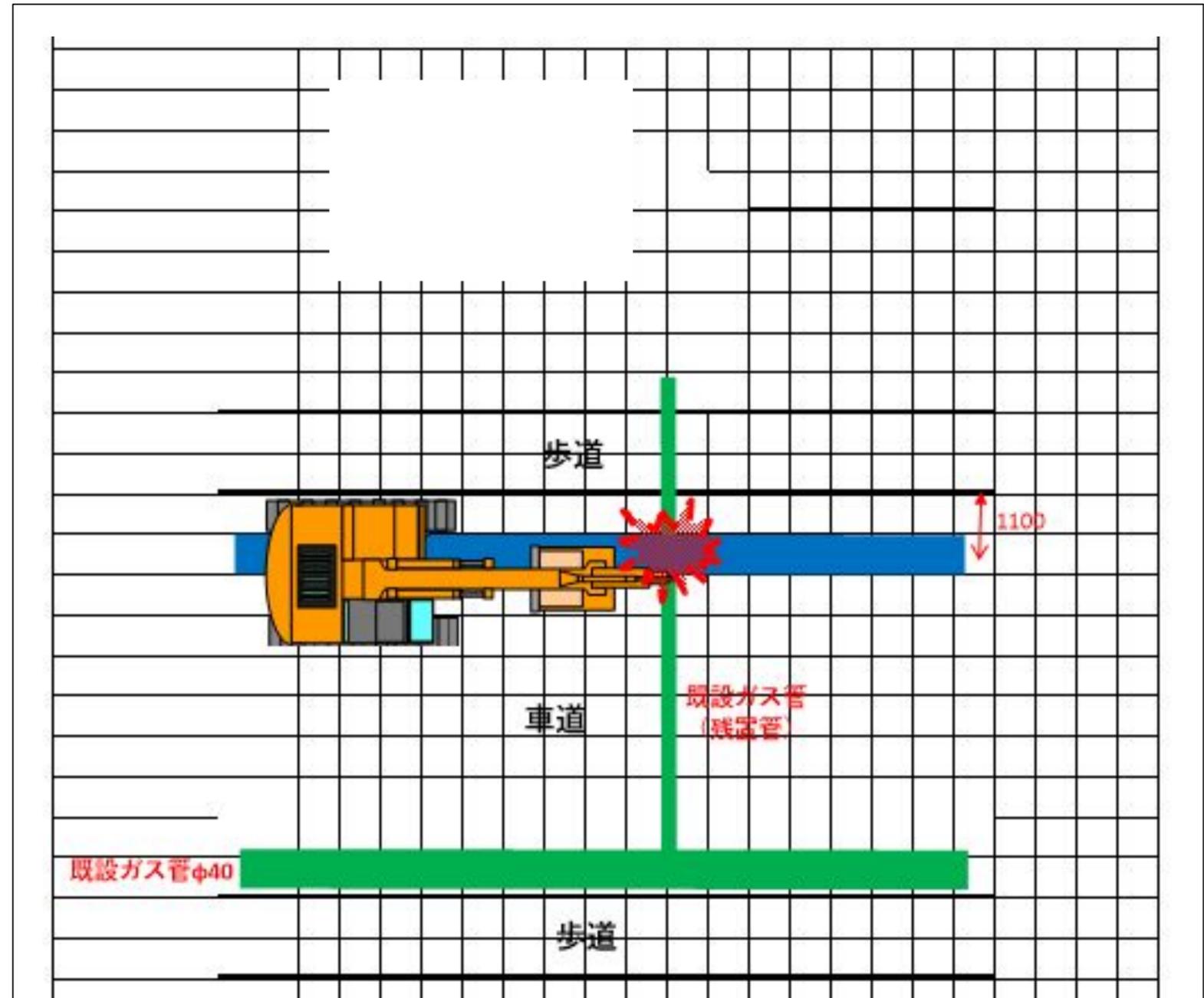
## 原因と対策

### <原因>

- 重機誘導員を配置していたが、ガス埋設図面に記載のないガス管（残置管）が埋設されていたため、損傷した。

### <対策>

- 図面に記載のない管であり、対策は難しいが、地山の色や地質の変化を注視し、作業を進める。



事例  
⑤

[公衆災害/物損事故]  
管路掘削時にガスを折損

## 概要

発生日時：令和7年5月21日

作業内容：バックホウによる管路掘削

事故内容：バケットがガス管（φ25）に接触し破損した。

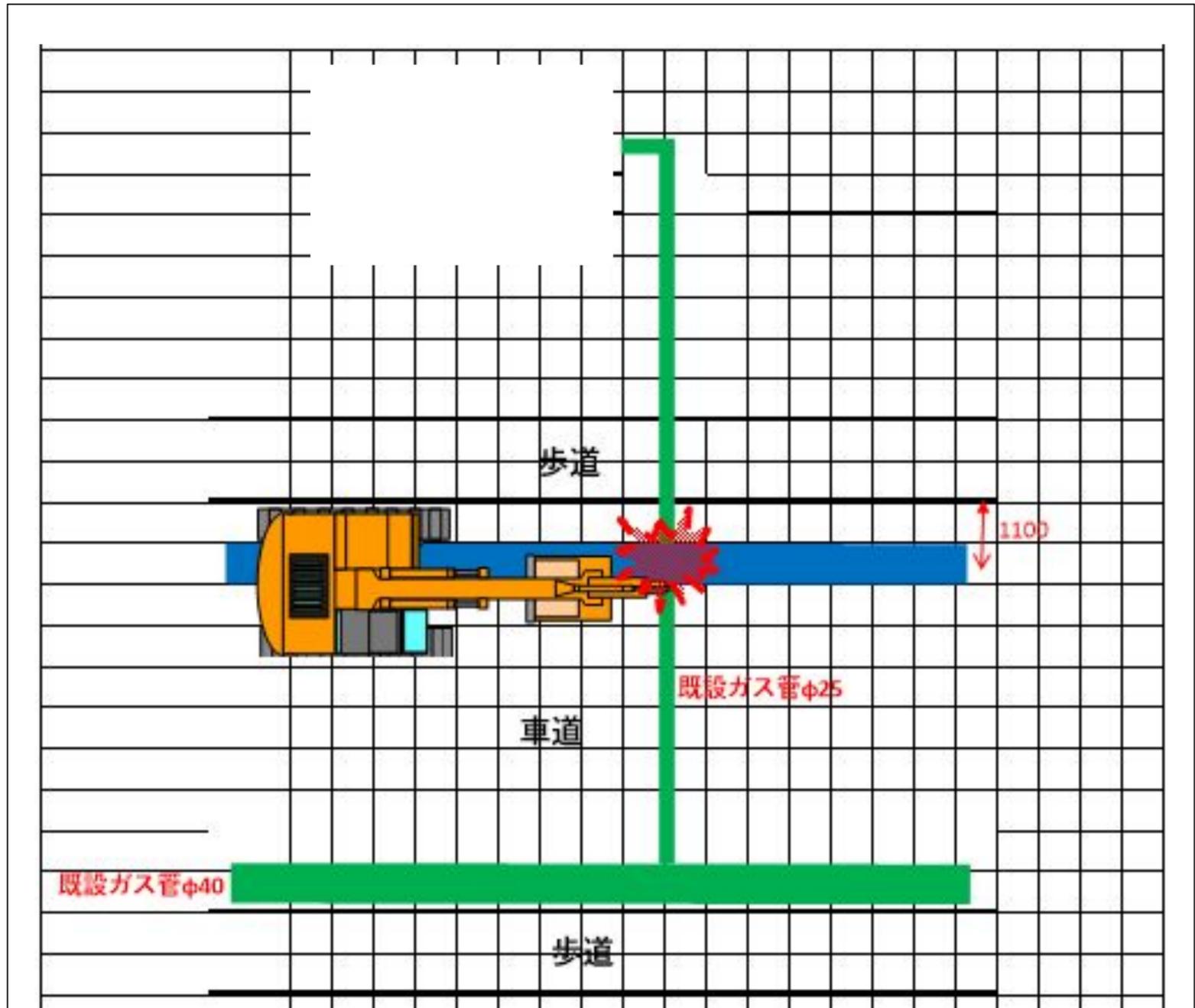
## 原因と対策

### <原因>

- 試掘にてガス管の埋設深度を確認していたが、重機による掘削を行い、人力による確認作業を怠ったこと。
- 重機誘導員を配置していたが、誘導のミスがあり所定の深さ以上にバケットが下がってしまったこと。

### <対策>

- 工事区間内のガス管の位置及び深さを必ず目視確認する。



事例  
⑥

[公衆災害/物損事故]  
ダンプトラックによるNTT柱の折損

## 概要

発生日時：令和7年6月11日

作業内容：ダンプトラックが転回のために後進

事故内容：ダンプトラックがNTT柱に接触し折損した。

## 原因と対策

### <原因>

- 運転手の後方確認が不十分だったこと。
- ダンプトラック後進時に、誘導員・合図者を配置しなかったこと。
- 作業前打合せ時に決めた転回場所を守らなかったこと。

### <対策>

- ダンプトラック後進時は誘導員を必ず配置する。
- 運転手は、目視等で周辺的安全確認を徹底して行う。
- 転回は、事前に定めた場所で行う。支障物等に別の場所で行う場合は、必ず誘導員を配置して行う。



事例  
⑦

[労働災害/人身事故]  
トラックから転落し骨折

概要

発生日時：令和7年6月27日

作業内容：4tユニック車による消火栓積込み作業

事故内容：荷台の上で作業中の被災者が吊荷に押され転落した。

被害内容：右腕肘骨折、左腕肘の剥離骨折

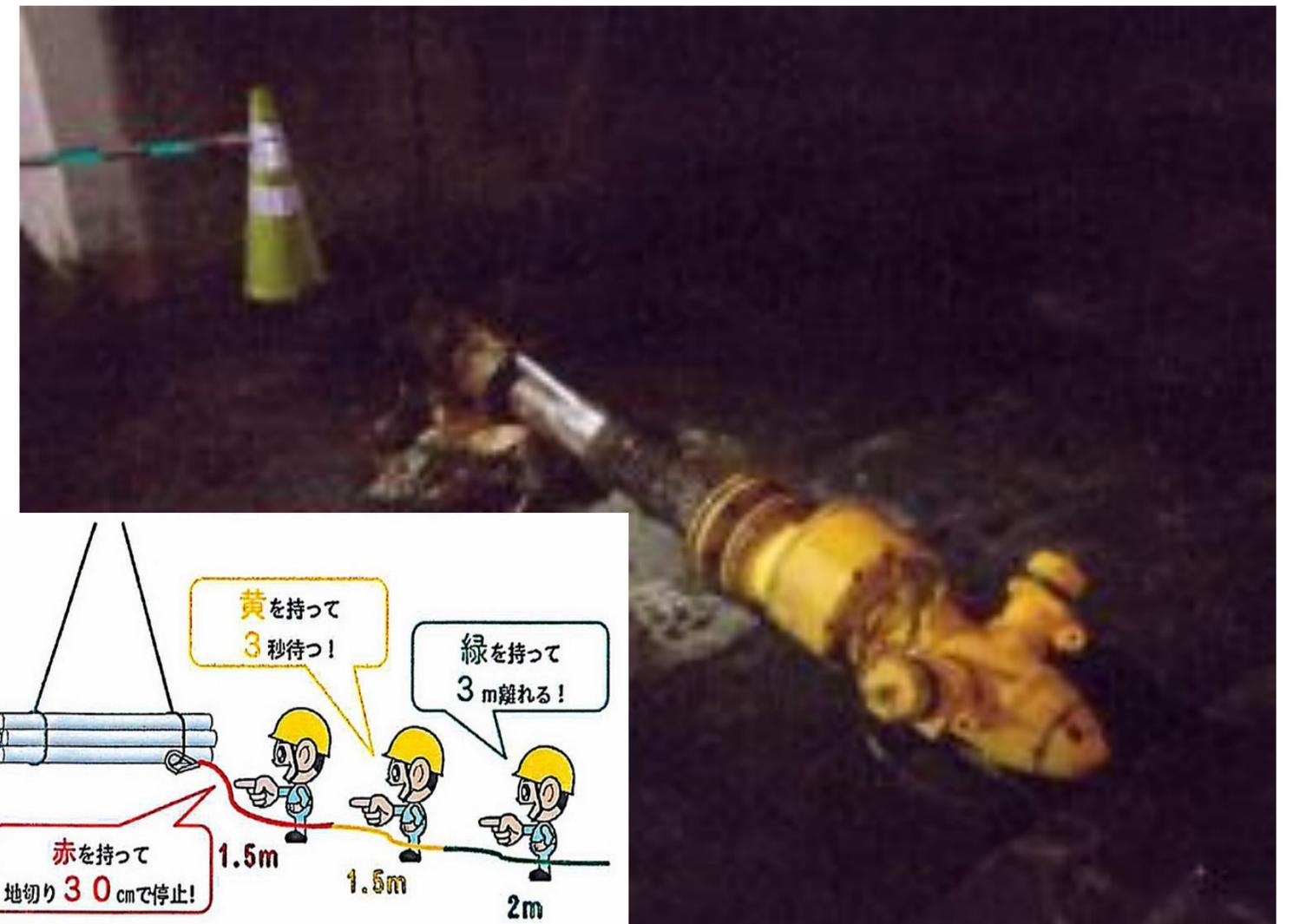
原因と対策

<原因>

- 誘導ロープによる補助を行っていたものの、消火栓と引出管をつなげたまま積込作業をしたため、バランスが悪く作業員が押されてしまった。

<対策>

- 消火栓と引出管は切り離して、それぞれ積み込む。
- ひとりで作業せず、複数人で作業する。



3・3・3運動  
(厚生労働省ホームページ)

事例  
⑧

[公衆災害/物損事故]  
塗装工事にて一般車両及び塀を損傷

概要

発生日時：令和7年8月22日

作業内容：消火栓塗装

事故内容：消火栓の上塗り作業中に塗料が飛散し、地先の一般車両及び塀に塗料が付着し損傷。

原因と対策

<原因>

- 風が強いにもかかわらず作業を行ってしまったこと。
- 養生を行っていなかったこと。

<対策>

- 風の強い日には施工しない。
- 養生を徹底する。



事例  
⑨

[公衆災害/物損事故]  
管路掘削時に配水補助管を折損

## 概要

発生日時：令和7年8月28日

作業内容：バックホウによる管路掘削

事故内容：バケットを切替予定箇所の配水補助管φ50に接触させ破損した。

被害内容：事故により、7件断水

## 原因と対策

### <原因>

- 試掘にて埋設位置を確認していたにもかかわらず、埋設管に近接しても手掘りをせずに、重機による掘削を継続したこと。

### <対策>

- 埋設物を目視確認するまでは、人力による掘削とする。
- 作業の指揮系統を明確化し、危険箇所を施行箇所ごとに作業員全員に周知する。
- 当日の作業箇所の埋設図を掲示し、建設機械オペレーターが常に確認できる環境にする。



折損箇所

事例  
⑩

[公衆災害/物損事故]  
宅地内掘削時にガスを折損

## 概要

発生日時：令和7年9月1日

作業内容：バックホウによる管路掘削

事故内容：バケットがガス管（φ25）に接触し破損した。

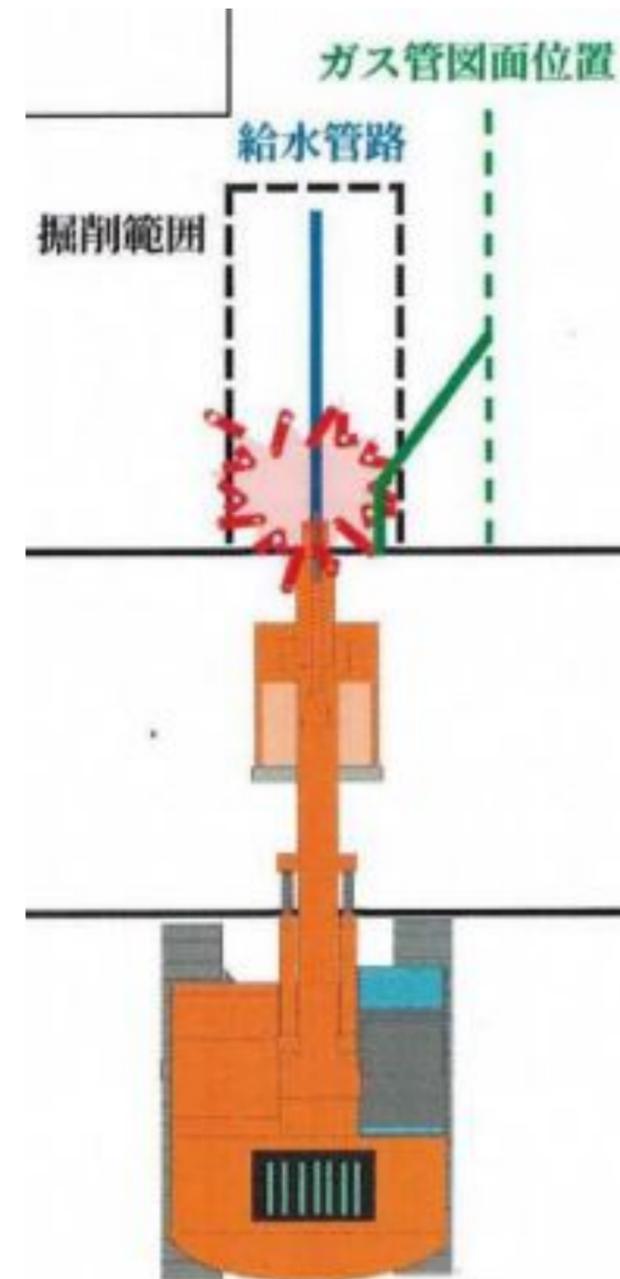
## 原因と対策

### <原因>

- ガス管がガス埋設図面どおりの位置に埋設されていなかったため、バケットが接触し破損してしまった。

### <対策>

- 埋設物付近の掘削は人力により行う。
- 埋設物が確認できない場合は、人力掘削の範囲を広げ、埋設物をたどるように掘削を行う。
- 図面と異なる位置に埋設されている可能性があることをより一層意識し、作業を行う。



事例  
⑪

# [公衆災害/物損事故] 管路掘削時に既設配水管φ350を折損

## 概要

発生日時：令和7年9月2日  
作業内容：バックホウによる管路掘削  
事故内容：バケットが既設配水管（φ350）に接触し破損した。※事故による断濁水は無し。

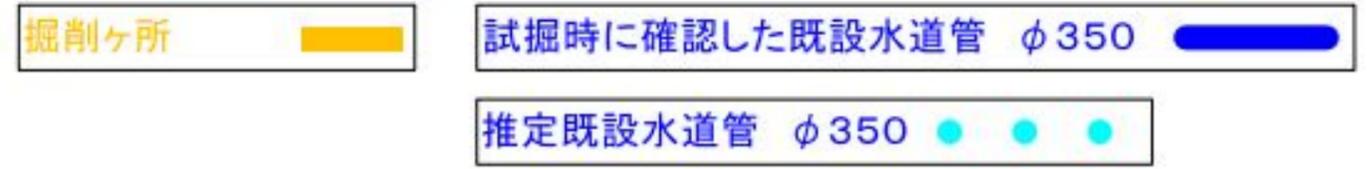
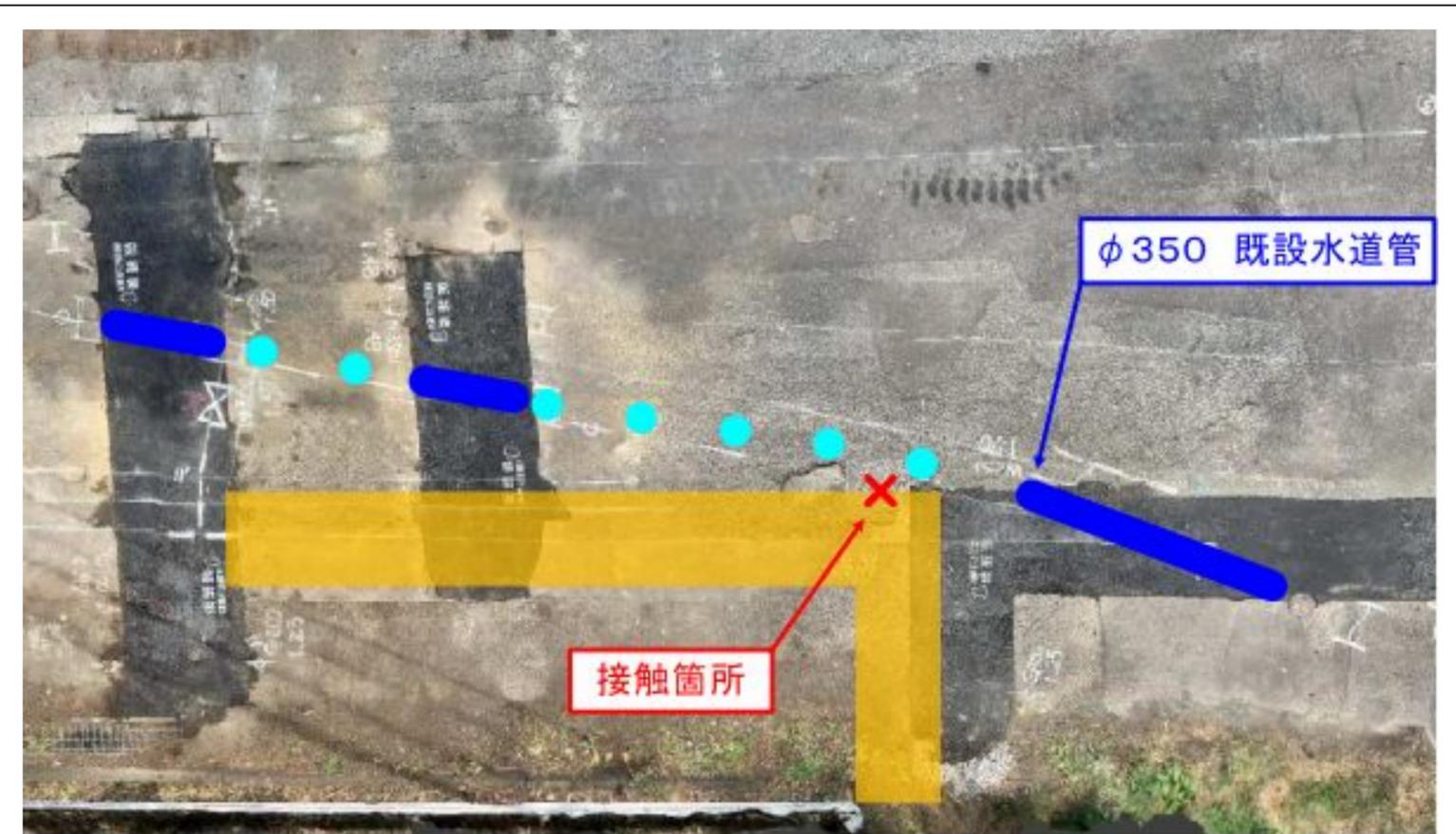
## 原因と対策

### <原因>

- 礫質土のため手掘りから機械掘削に変更し掘削していたところ、試掘等により既設管の埋設位置を確認してはいたものの、接触箇所において想定より埋設位置がずれており、接触した。

### <対策>

- 埋設物のマーキングを徹底する。
- 作業前日・当日に埋設物情報を作業員全員に周知する。
- 手掘りによる埋設物の確認を徹底する。
- 人力作業が困難な場合は、金属探知機等を使用し埋設物の確認を行う。



事例  
⑫

[公衆災害/物損事故]  
試掘時に既設給水管を折損

## 概要

発生日時：令和7年9月3日

作業内容：手掘りによる試験掘削

事故内容：手掘りによる試掘中、スコップを刺しこんだところ、既設給水管（φ25）に接触し破損した。

被害内容：破損個所の住宅1軒が断水

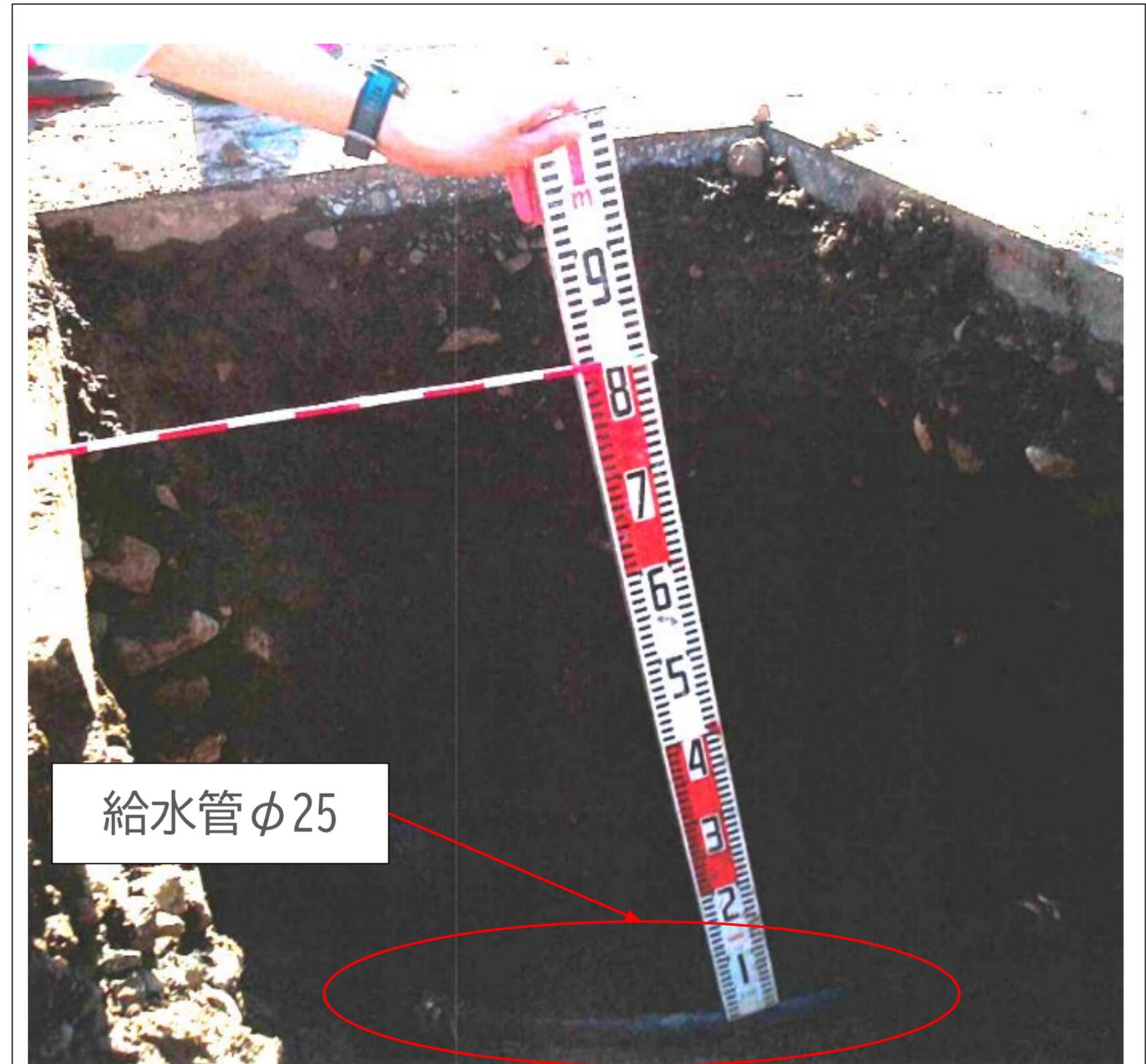
## 原因と対策

### <原因>

- 給水管の土被りが浅かったこと（80cm）に加え、土質が玉石混じりのためスコップを勢いよく刺したところ、折損してしまった。

### <対策>

- Pe管はスコップでも破損してしまうことを意識する。
- 埋設物の近接箇所では、その有無を探りながら作業し、スコップを勢いよく刺さない。



事例  
⑬

[公衆災害/物損事故]  
埋戻し作業時に架空線（電線）を切断

## 概要

発生日時：令和7年9月3日

作業内容：バックホウによる立坑埋戻し

事故内容：アームが架空線（電線）に接触し切断した。

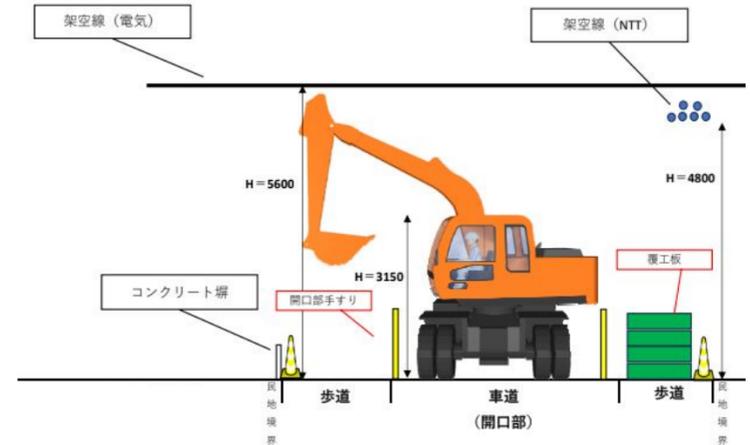
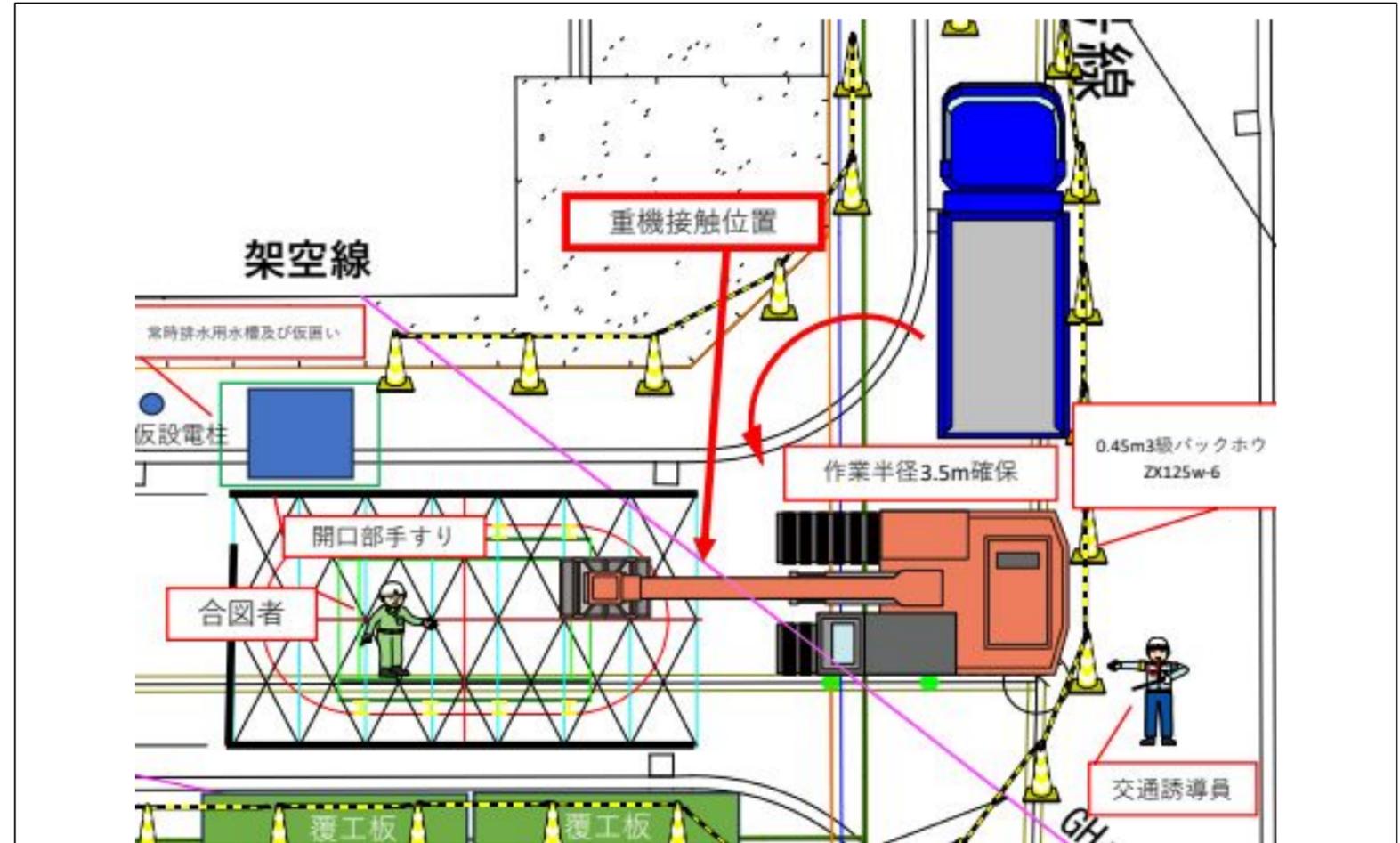
## 原因と対策

### <原因>

- 架空線が低い位置にあるため、三角旗を設置し作業していたものの、重機操縦者の注意不足により旋回時のアーム降下が足りず、接触してしまった。
- 合図者を配置せず作業をしたこと。

### <対策>

- 合図者を配置する。
- 重機操縦者は、旋回時に架空線手前で停止し、合図者の合図を確認した後、旋回するよう徹底する。



事例  
⑭

[公衆災害/物損事故]  
管路掘削時に配水補助管を折損

## 概要

発生日時：令和7年9月12日

作業内容：バックホウによる管路掘削

事故内容：バケットが配水補助管φ50に接触し破損した。

被害内容：事故により、24件断水

## 原因と対策

### <原因>

- 試掘により位置を確認済みではあったが、重機オペレーターと手元作業員の連携がとれておらず、人力で位置確認をする前にバックホウで管付近を掘削し、接触した。

### <対策>

- 作業前に埋設物の位置を再度確認する。
- 重機オペレーターと手元作業員は、情報共有しながら作業を進める。
- 埋設物付近を掘削するときは、人力掘削を徹底する。



Pe φ50破損状況

事例  
⑮

[労働災害/人身事故]  
トラックから転落し骨折

## 概要

発生日時：令和7年9月22日

作業内容：10tダンプへの大型土嚢積込み作業

事故内容：荷台の上で作業中の被災者がバランスを崩し転落した。

被害内容：右肩甲骨の骨折（ひび）

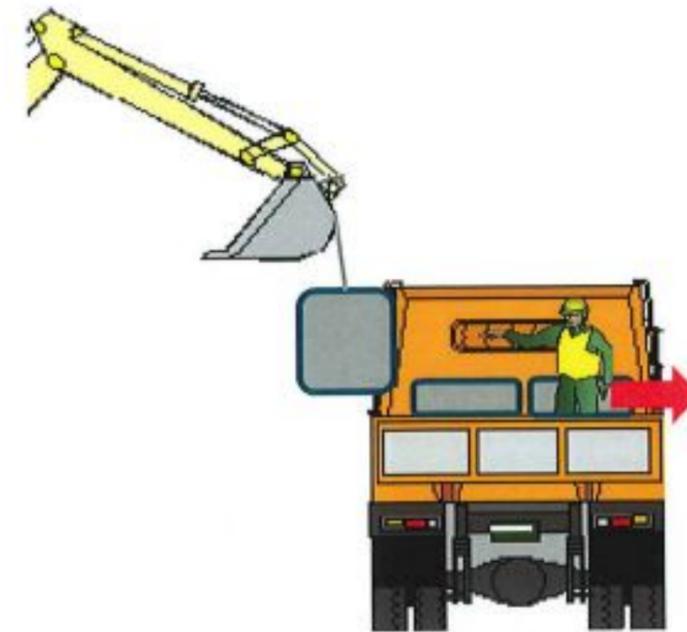
## 原因と対策

### <原因>

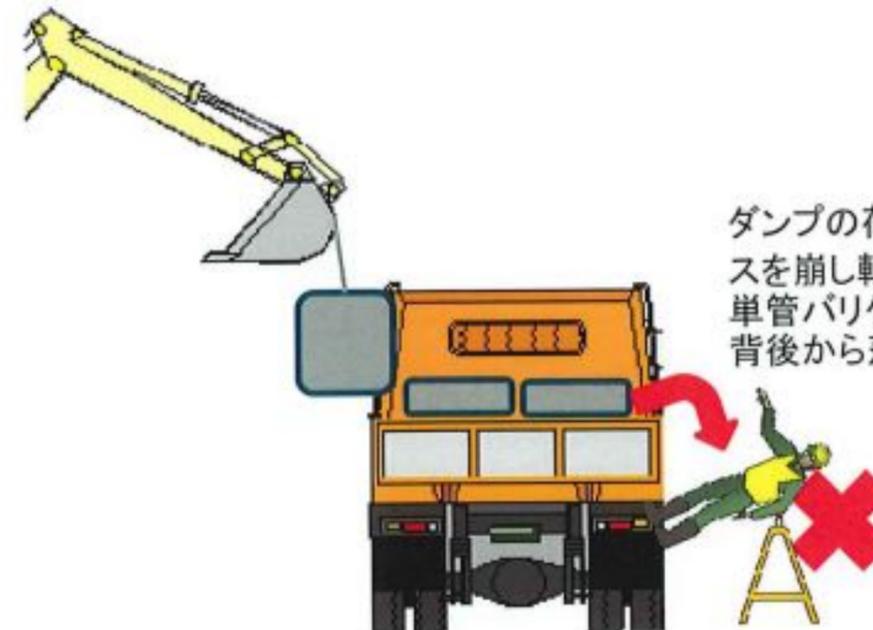
- 被災者はダンプトラックの荷台上で合図をしていた際、自分の立ち位置を変えるため後ろに下がってしまい、荷台の枠に引っ掛かりバランスを崩し落下した。

### <対策>

- 作業員は、荷台に資材等を積込み・吊下ろしする際、その都度乗り降りする。
- どちらか片方のあおりをあげて転落防止対策をする。



荷台上で合図を行っていた。  
自分の立ち位置を移動しようと後ろにさがってしまいダンプの荷台に引っかかりバランスを崩し転落



ダンプの荷台よりバランスを崩し転落  
単管パリケードの上に背後から落下した。

事例  
①6

[労働災害/人身事故]  
後進したタイヤローラに轢過され骨折

## 概要

発生日時：令和7年11月25日

作業内容：タイヤローラによる舗装転圧

事故内容：住民対応のため作業区域内に進入した交通誘導警備員がタイヤローラに轢過され骨折。

被害内容：→右鎖骨近位部ほか8箇所骨折

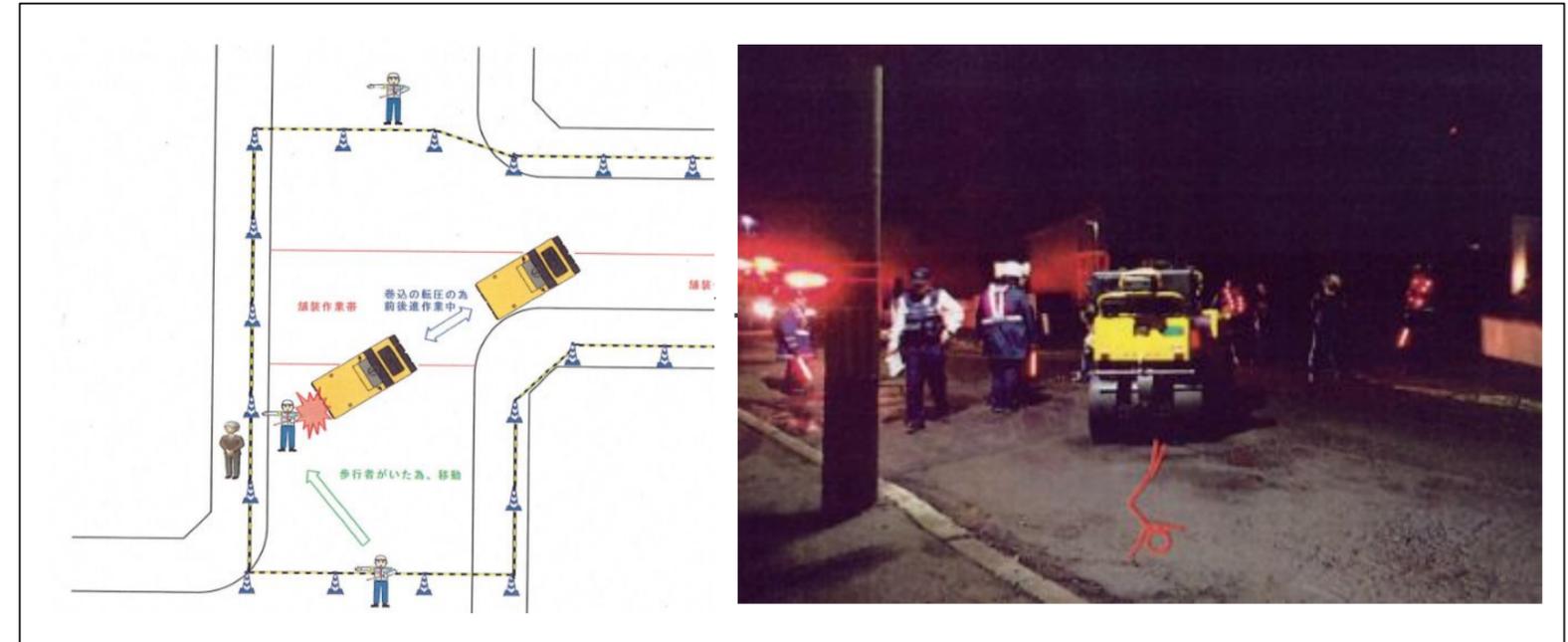
## 原因と対策

### <原因>

- 事故発生時は日没後で、視界が悪い状況であったこと。
- タイヤローラにはセンサーが備えられていたが、人と物の区別ができず常時ブザーが鳴るため、警告を無視して後進したこと。
- 交通誘導警備員においては、当初作業区域外にいたが、住民が近づいてきたため、タイヤローラ運転手に合図なく作業範囲内に進入してしまったこと。

### <対策>

- 夕暮れ以降は、作業範囲だけでなく、その周辺も照らすように照明を設置する。
- 建設機械等を動かす際は、作業範囲内に人がいないことを十分に確認する。
- やむを得ず建設機械等の作業範囲に立ち入る場合は、その機械の運転手との合図を確実にやり取りし、安全を確認する。



事例  
①7

[公衆災害/物損事故]

ダンプトラックによるNTT柱の折損

概要

発生日時 : 令和8年1月14日

作業内容 : 残土運搬

事故内容 : ダンプトラックが荷台を上げたまま道路に進行し、NTT架空線を引っ掛けNTT柱を折損した。

原因と対策

<原因>

- 残土仮置場で発生土を堆積した後、荷台の点検を怠ったこと。

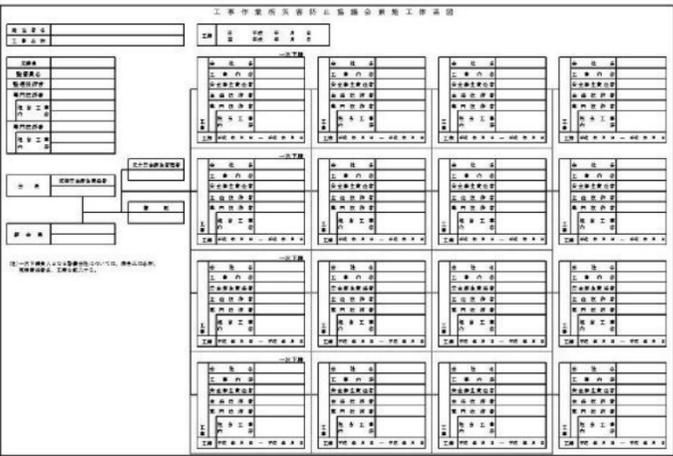
<対策>

- 残土仮置場の出入口に高さ制限ゲートを設置する。
- 架空線にケーブルピンチを取り付ける。
- 運送契約業者も含めて安全管理を徹底する。



# 現場掲示が必要な標識類

## ① 施工体系図



- 掲示場所：
  - 工事関係者及び公衆の見やすい場所（両方兼ねることも可）
- 標識寸法：
  - 規定なし（読みやすい大きさ）
- 掲示の根拠：
  - 建設業法 第24条の8第4項（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）
  - 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項（施工体制台帳の作成及び提出等）
- 記載事項：
  - 建設業法施行規則第14条の6によること [←R2追加]

## ② 建設業の許可票

建設業の許可票	
商号又は名称	〇〇〇株式会社
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
監理技術者の氏名	専任の有無 〇〇 〇〇 専任
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可(〇〇) 第 12345 号 北海道知事
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 掲示場所：
  - 公衆の見やすい場所
- 標識寸法：
  - 縦25cm以上×横35cm以上
  - ※B4（257mm×364mm）、A3（297mm×420mm）
- 掲示の根拠：
  - 建設業法 第40条（標識の掲示）
  - 建設業法施行規則 第25条（標識の記載事項及び様式）【別記様式第二十九号】
- ※発注者から直接請け負ったものに限る（元請業者のみ）[←R2追加]

## ③ 解体工事業者登録票

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	〇〇知事(金)第 号
登録年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
技術管理者の氏名	〇〇 〇〇

- 掲示場所：
  - 公衆の見やすい場所
- 標識寸法：
  - 縦25cm以上×横35cm以上
- 掲示の根拠：
  - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21条（解体工事業者の登録）第33条（標識の掲示）
  - 解体工事業に係る登録等に関する省令 第8条（標識の掲示）【別記様式第7号】

## ④ 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識



- 掲示場所：
  - 現場事務所や工事現場出入口等見やすい場所
- 標識寸法：
  - 大(A3判)・小(A4判)のシールいずれか
- 掲示の根拠：
  - 建退共制度改善方策について（労働省、建設省、建退共本部）H11.3.18 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針5（3）
  - 札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱 第10条の2（建設業退職金共済制度に係る元請業者の事務）

# 現場掲示が必要な標識類

## ⑤ 労災保険関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	△△△△△△△△…△△△
事業の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主の住所氏名	北海道〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社
注文者の氏名	札幌市〇〇局〇〇部
事業主代理人の氏名	〇〇〇〇

## ⑥ 施工体制台帳作成建設工事に関する現場掲示例

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた片は、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じた時も変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

〇〇建設(株)

## ⑦ 道路占用許可表示板

札幌市 区道占第 号	
札幌市 区道占第 号	
道路占用許可表示板	
占用目的	
占用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
占用場所	
占用面積	長 〇 幅 〇 M <sup>2</sup>

## ⑧ 作業主任者（単独の例と一覧表の例）

型わく支保工の組立て等  
作業主任者の職務

- 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を点検すること。
- 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者 氏名

**+** 作業主任者一覧表

作業区分	氏名
地山の掘削作業主任者	
土留土保作業主任者	
型わく支保工組立て等作業主任者	
コンクリート造り物の組立て作業主任者	

作業主任者の共通職務

- 作業の方法及び作業中の監視を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視すること。
- 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を点検すること。
- 安全帯、保護帽等安全用具の使用状況の監視、点検すること。
- 安全帯等は作業中の作業状態と作業環境を監視し作業中の事故防止に努めること。

- 掲示場所： 事業場の見やすい場所
- 標識寸法： 縦25cm以上×横35cm以上、地色：白 文字：黒
- 掲示の根拠：
  - ・労働者災害補償保険法施行規則第49条（法令の要旨等の周知）
  - ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条（建設の事業の保険関係成立の標識）

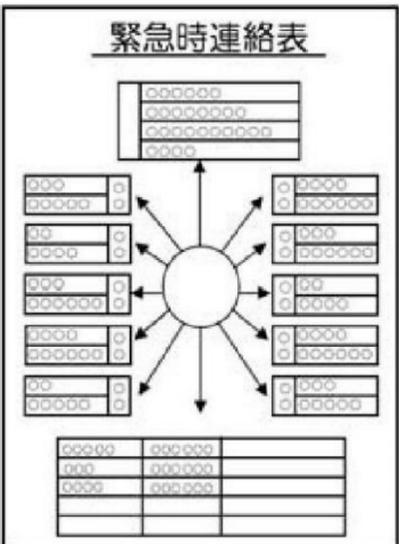
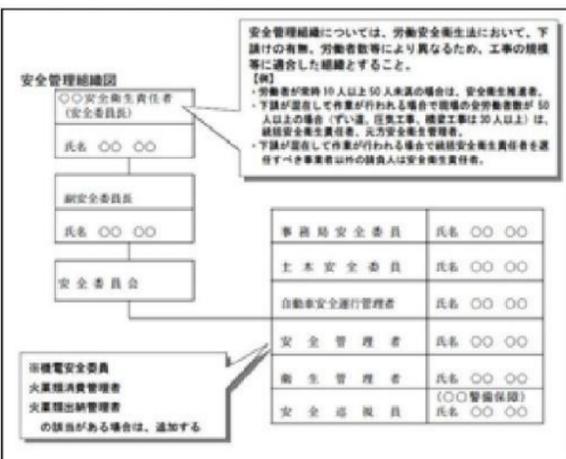
- 掲示場所： 工事現場の見やすい場所
- 標識寸法： 規定なし
- 掲示の根拠：
  - ・建設業法施行規則 第14条の3（下請負人に対する通知等）

- 掲示場所： 占用物件（場所）の見やすい場所
- 標識寸法： 縦30cm×横40cm
- 掲示の根拠：
  - ・札幌市道路占用規則 第5条（許可の表示） 道路占用許可表示板【様式3】
- ※その他占用許可表示板は、国・道等の各道路、河川管理者等が許可条件で定めている様式による。

- 掲示場所： 作業場の見やすい箇所（数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可）
- 標識寸法： 規定なし
- 掲示の根拠：
  - ・安衛法 第14条（作業主任者）
  - ・安衛則 第18条（作業主任者の氏名等の周知）
  - ・安衛令 第6条（作業主任者を選任すべき作業）

2 安全管理のポイント（安全教育等）

現場掲示が必要な標識類

<p>⑨緊急時連絡表</p> 	<p>⑩産業廃棄物保管場所の掲示</p> <table border="1" data-bbox="1032 450 1516 909"> <tr> <th colspan="2">産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所</th> </tr> <tr> <td>保管する産業廃棄物の種類</td> <td>がれき類、金属くず、廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td>保管高さの上限</td> <td>がれき類〇〇m 金属くず〇〇m 廃プラスチック類〇〇m</td> </tr> <tr> <td>保管数量の上限</td> <td>がれき類〇〇m<sup>3</sup> 金属くず〇〇m<sup>3</sup> 廃プラスチック類〇〇m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>管理者名</td> <td>〇〇工業(株) 担当者 〇〇 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> </table>	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所		保管する産業廃棄物の種類	がれき類、金属くず、廃プラスチック類	保管高さの上限	がれき類〇〇m 金属くず〇〇m 廃プラスチック類〇〇m	保管数量の上限	がれき類〇〇m <sup>3</sup> 金属くず〇〇m <sup>3</sup> 廃プラスチック類〇〇m <sup>3</sup>	管理者名	〇〇工業(株) 担当者 〇〇 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇	<p>⑪安全管理組織図</p> 	<p>⑫石綿除去等工事及び事前調査結果の掲示</p> 
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の保管場所													
保管する産業廃棄物の種類	がれき類、金属くず、廃プラスチック類												
保管高さの上限	がれき類〇〇m 金属くず〇〇m 廃プラスチック類〇〇m												
保管数量の上限	がれき類〇〇m <sup>3</sup> 金属くず〇〇m <sup>3</sup> 廃プラスチック類〇〇m <sup>3</sup>												
管理者名	〇〇工業(株) 担当者 〇〇 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇												
<p>■掲示場所： 事務所、詰所等の見やすい場所 （関係連絡先、担当者及び電話番号を記入）</p> <p>■標識寸法： 規定なし</p> <p>■掲示の根拠： ・土木工事安全施工技術指針第1章第4節5（緊急通報体制の確立） ・安衛則 第642条の3</p>	<p>■掲示場所： 保管施設の出入り口等、見やすい場所</p> <p>■標識寸法： 縦及び横それぞれ60cm以上</p> <p>■掲示の根拠： ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第8条(産業廃棄物保管基準)・第8条の13(特別管理産業廃棄物の保管基準) ※保管場所周囲に囲いを設ける必要あり</p> <p>■参考： 産業廃棄物保管基準（環境局HP）</p>	<p>■掲示場所： 安全衛生推進者（衛生推進者）を選任している場合は、作業場の見やすい箇所に掲示（事業規模10人以上50人未満）</p> <p>■標識寸法： 規定なし</p> <p>■掲示の根拠： ・安衛則 第12条の4（安全衛生推進者等の氏名の周知） ※施工体系図に工事作業所災害防止協議会兼施工体系図の様式を使用し、見やすい場所に掲示している場合は掲示不要</p>	<p>■掲示場所： 工事関係者及び公衆の見やすい場所</p> <p>■標識寸法： 規定なし(読みやすい大きさ)</p> <p>■掲示の根拠： ・大気汚染防止法 第18条の17第4項 ・大気汚染防止法施行規則 第16条の4・10 ・石綿障害予防規則 第3条の1及び2 ※事前調査結果の掲示は、建築物、工作物の解体、改修工事及び石綿の封じ込め又は囲い込みの作業をする場合は必要。ただし、平成18年9月1日以後に着手した建築物等は除く。</p>										

2 安全管理のポイント（安全教育等）

現場掲示が必要な標識類

⑬再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

⑭再生資源利用計画の作成に伴う確認結果票

- 掲示場所：**  
元請業者は、工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供する。あわせてインターネットに公表するよう努める
- 標識寸法：**  
規定なし（A3またはA4程度）
- 掲示の根拠：**  
建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条（再生資源利用促進計画の作成等）
- その他：**  
再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成・提出が必要となる工事が対象。ただし、現場掲示用様式に、記載する「建設資材」および「建設副産物」がない工事は現場掲示の対象外とします。（例；金属くず、廃プラスチックしか発生しない工事）

- 掲示場所：**  
元請業者は、工事現場の見やすい場所に掲示する。
- 標識寸法：**  
規定なし（A3またはA4程度）
- 掲示の根拠：**  
建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条（再生資源利用促進計画の作成等）
- その他：**  
確認結果票の作成と現場掲示は、合計500m3以上の建設発生土を搬出する工事が対象

# その他、現場掲示が望ましい標識類

## ⑮有資格者掲示の例



- 掲示場所及び内容：
  - 作業場の見やすい箇所に掲示
  - 就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示
  - 当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示
- 標識寸法：
  - 規定なし
- 関連法令：
  - 安衛法 第59条 第3項（安全衛生教育）
  - 安衛則 第36条（特別教育を必要とする業務）
  - 安衛法 第61条（就業制限）
  - 安衛令 第20条（就業制限に係る業務） 他

### 工事中看板（道路上での工事）

※「工事看板等設置基準（土木系工事）」（R5.10策定）



- ✓ 実施している工事情報をドライバー等に対して提供するための看板。
- ✓ 規制している車線の車両進行方向起点に**ドライバーから見えるように設置する。**
- ✓ 工事の内容・目的については（例）  
「古くなった水道管を取替えています」  
「水道管を移設しています」  
「地震に強い水道管を敷設しています」
- ✓ 「**ウォッピー・水道局マーク**」などは工事中看板に入れない。
- ✓ 工事名は工事工種を表示することとし「**水道工事**」とする。
- ✓ 常時24時間設置の場合は**道路使用許可を取得。**

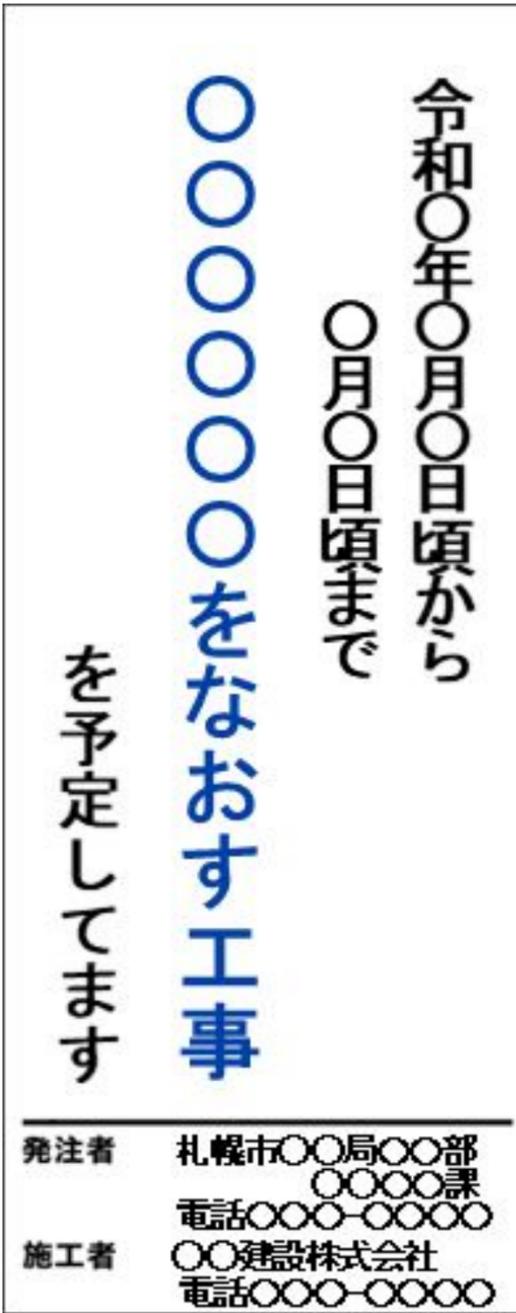
2 安全管理のポイント (標識類の設置)

工事情報看板・工事説明看板

※「工事看板等設置基準 (土木系工事)」 (R5.10策定)

工事情報看板

工事説明看板



- ✓ 歩行者や地域住民に工事情報を提供するもので、**ドライバーから見えないうように設置**
- ✓ 「工事情報看板」は工事開始の1週間前から工事開始まで設置するもので、設置しない場合は**住民の方にチラシ等により周知**
- ✓ 「工事説明看板」は工事開始から工事終了まで設置するもので、設置しない場合は**「工事中看板」で歩行者や地域住民に対し工事情報を提供**
- ✓ 常時24時間設置の場合は**道路使用許可を取得**

## 2 安全管理のポイント（標識類の設置）

### 【工事予告標示板】

- ✓ 工事箇所の手前 100m、200m、300m の地点にそれぞれ工事予告標示板を設置することを標準とする（札幌市工事看板等設置基準（土木系工事））。

※公衆災害防止対策要綱第24条には、「施工者は、道路上又は道路に近接して工事する場合には、工事を予告する道路標識、標示板等を、工事箇所の前方50mから500mの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置しなければなりません。」と記載。



工事予告標示板

（参考）必要に応じて、以下の看板も設置すること。

- 歩行者通路案内
- 段差あり
- 覆工板あり 等



## 2 安全管理のポイント（標識類の設置）

### 【一般交通を制限する場合の措置～まわり道】

- ✓ 発注者及び施工者は、工事のために一般の交通を迂回させる必要がある場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板等を設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通過し得るようにしなければなりません。（公衆災害防止対策要綱 第25）



## 2 安全管理のポイント（標識類の設置）

### 【工事看板の適切な設置について】

#### ■設置方法

- ✓ 工事看板は、原則、**自立式**としてください。
- ✓ 工事看板を**道路占用物件に設置・連結しない**でください。
- ✓ 道路附属物に工事看板を設置する場合は、道路管理者の承諾を受けてください。  
※街路樹及びその支柱に対して設置・連結することは認められません。
- ✓ 工事看板は、容易に倒れることがないよう**堅固に固定**してください。

〔H29.10.11 札建道第1358号 建設局総務部長通知〕



## 2 安全管理のポイント（崩落事故の防止）

### 【管路部における掘削方法の選定等（土留工・山留めを必要とする掘削）】

- ✓ 施工者は、地盤の掘削においては、掘削の深さ、掘削を行う期間、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で関係法令等の定める、土留め・山留めの必要性の有無、その形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事を施工すること。
- ✓ 土留工の要否は、（建築基準法における山留めの基準に準じ）地盤が崩壊するおそれがないときや周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、**掘削深さが1.5m以上の場合には土留工・山留めを施さなければなりません。**

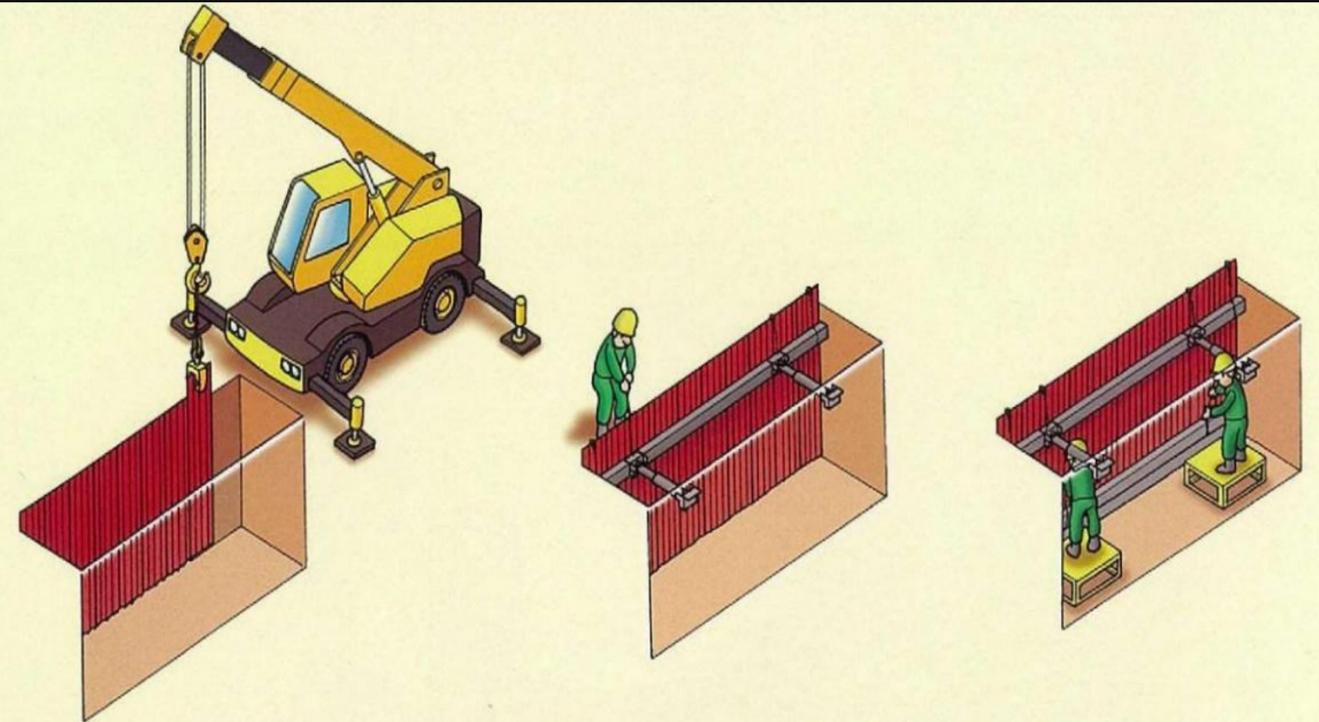
（公衆災害防止対策要綱 第47、建築基準法施行令136条の3）



## 土留め先行工法（軽量鋼矢板）

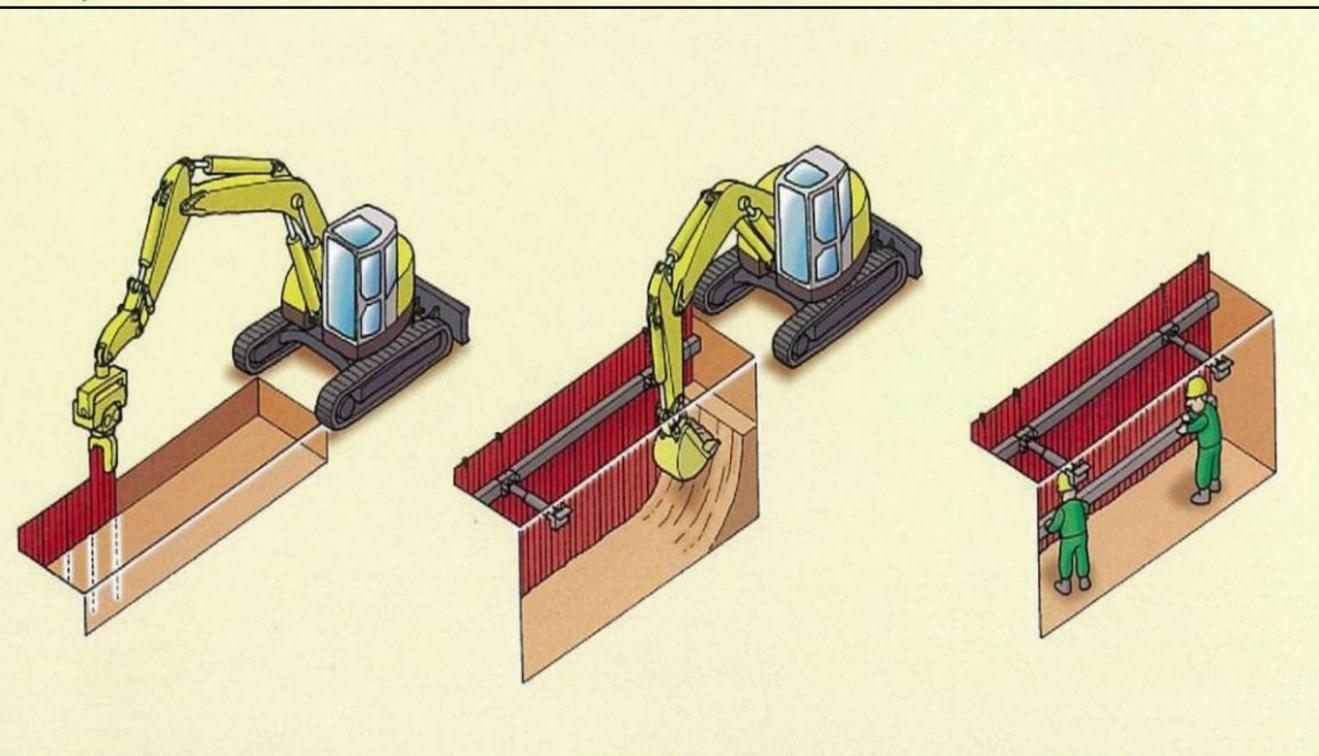
### (1) 建込み方式

- 掘削した地山が自立することを前提とした工法
- 一定の深さまで掘削し、鋼矢板を建て込んだ後、所定の深さまで押し込み、地上から最上段の腹起こし・切梁を設置して土止め支保工を組み立てる方式



### (2) 打込み方式

- 砂質土や湧水等のある軟弱な地盤の掘削に使用される工法
- 掘削幅に合わせてあらかじめ鋼矢板をくい打機等により打ち込んだ後、最上段の切梁を設置する深さまで掘削を行い、地上から腹起こし・切梁を設置して土止め支保工を組み立てる方式

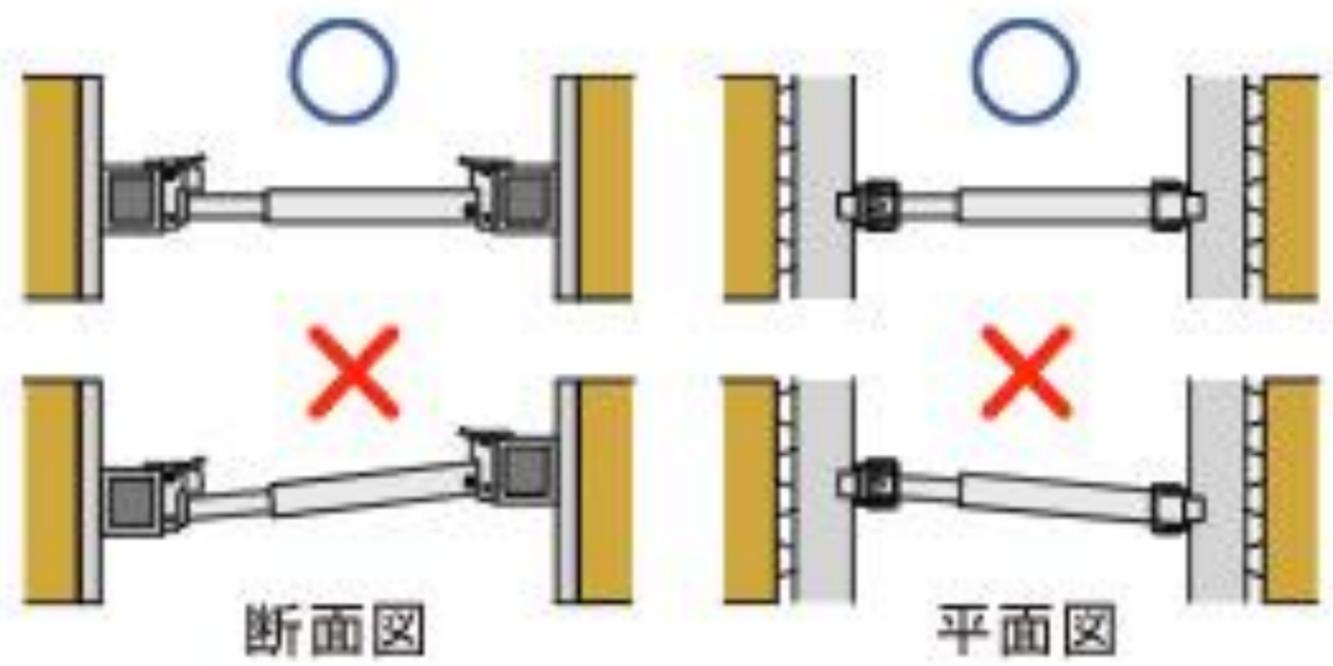


**注意！～土止め組み立て前に作業員が掘削穴に入ってはいけません。**

2 安全管理のポイント（崩落事故の防止）

土留工（管路部）

- 切梁は、腹起しに対して直角且つ水平に設置してください。斜めに設置すると、本来の強度が発揮できません。



## ■ 埋設物接近作業のチェックポイント（安衛則） ■

- ✓ 埋設物等の近接箇所で掘削作業を行う場合、埋設物を補強し、又は移設する等、危険を防止する措置を講じているか。（安衛則362条）
- ✓ 埋設物等の損壊によって、労働者に危険を及ぼす掘削機械の使用をしていないか。（安衛則363条）
- ✓ ガス管からガスが発散するおそれのある場合において作業を行うとき、爆発又は火災を防止するために必要な措置をとっているか。（安衛則322条）
- ✓ くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合、ガス管、地中電線管その他地下工作物の有無及び状況を確認し、それらに対して適応する措置を講じているか。（安衛則194条）



## 2 安全管理のポイント（埋設物等事故の防止）

### 【埋設物の確認】

- 発注者又は施工者は、施工に先立ち、埋設物管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で、**細心の注意のもとで**試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を**原則として目視により確認**しなければなりません。（公衆災害防止対策要綱 第42の2）
- 施工者は、工事施工中において不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立会を求め、埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければなりません。（公衆災害防止対策要綱 第42の4）

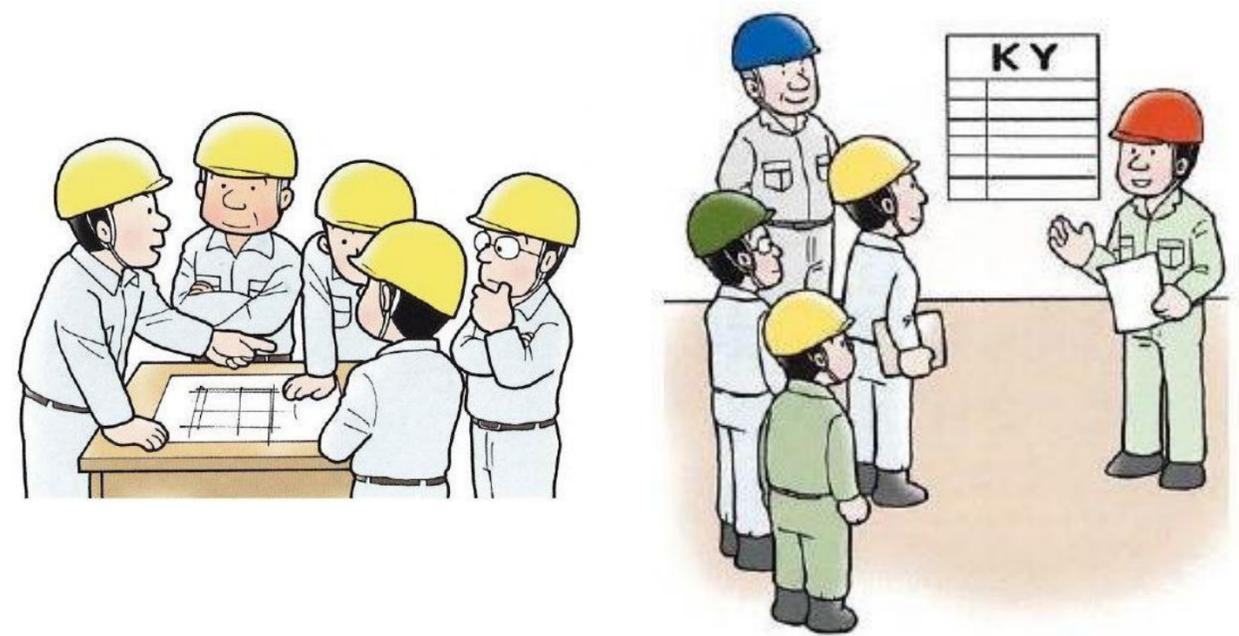
先掘りを行い、埋設物の有無を確認する。その際、やむを得ずピックやツルハシ等を使用する場合は、埋設物を損傷しないように十分注意する。



確認した後、埋設位置について道路脇に杭や旗等の目印をたてるか、路面上にペンキスプレー等で印をつける。

## 《作業前の準備》

- 地下埋設図面と現場での試掘結果等を照査して、**埋設物の位置を確認**する。
- 朝礼やKYミーティング等で、作業員に**危険箇所**の周知および**注意喚起**を行う。



## 《作業中の心得・作業方法》

- 事前に確認した埋設物の位置を意識するとともに、**図面との差異があることも想定**して作業を行う。
- また、不明な埋設物等の可能性も想定し、**バックホウでの掘り下げ作業を慎重**に行う。



## ■ 架空線との近接作業における接触防止 ■

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に接近する場所で、工作物の建設(中略)等の作業(中略)を行う場合において、当該作業に従事する労働者が(中略)感電の危険が生ずるおそれがあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。（労働安全衛生規則第349条）



1. 当該充電電路を移動すること。
2. 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
3. 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
4. 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは監視人を置き、作業を監視させること。

### 3 労働基準監督署からのお知らせ

厚生労働省北海道労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係

## 建設事業者の皆様へ



安全衛生管理活動に活用いただきたい情報、リーフレット等が掲載された厚生労働省及び北海道労働局のホームページを紹介します。  
リーフレット等はQRコードからダウンロードできます。

I 次の資料・リーフレット等は厚生労働省ホームページに掲載されています。

No.	名称、QRコード及びURL
1	従業員の幸せのための安全アクションSAFEコンソーシアムポータルサイト ( <a href="https://safeconsortium.mhlw.go.jp/">https://safeconsortium.mhlw.go.jp/</a> )
2	足場からの墜落防止措置が強化されます（一側足場の使用範囲の明確化等）～改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行～ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001108426.pdf</a> )
3	足場からの墜落防止のための措置を強化します～改正労働安全衛生規則 平成27年7月1日から施行～ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf</a> )
4	労働安全衛生規則（足場等）が改正されました～平成21年6月1日から施行～ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0905-1.html">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0905-1.html</a> )
5	手すり先行工法及び動きやすい安心感のある足場 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/09.pdf">https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/09.pdf</a> )
6	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf</a> )
7	はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf</a> )
8	ロープ高所作業を行う事業者の皆さまへ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeniseibu/0000104440.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeniseibu/0000104440.pdf</a> )
9	土止め先行工法とは—土止め先行工法に関するガイドラインの要点— ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040330-5.html">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040330-5.html</a> )
10	転倒予防・腰痛予防の取組 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html</a> )
11	労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等（一人親方等）の保護措置が義務付けられます！ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html</a> )

札幌東労働基準監督署

No.	名称、QRコード及びURL
12	トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf</a> )
13	荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeniseibu/170807.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeniseibu/170807.pdf</a> )
14	外国人労働者の安全衛生対策について ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html</a> )
15	化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の内容～ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html</a> )
16	石綿総合情報ポータルサイト ( <a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/</a> )
17	振動障害の予防のために—新たな振動障害予防対策の概要— ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000180362.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000180362.pdf</a> )
18	職場における受動喫煙防止対策について ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html</a> )

II 化学物質のリスクアセスメントを含めたリスクアセスメント関連について 職場のあんぜんサイトホームページに掲載されています。

1	化学物質のリスクアセスメント実施支援 ( <a href="https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm">https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm</a> )
---	--

III 次の資料・リーフレットは北海道労働局ホームページに掲載されています。

1	建設業の労働災害防止について ( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugyousaigaiboushi.html</a> )
2	化学物質による労働災害防止対策（金属アーク溶接等） ( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/119861_00005.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/119861_00005.html</a> )
3	一酸化炭素中毒防止対策について ( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/119861_00016.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/119861_00016.html</a> )
4	北海道内の労働災害統計 ( <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsasigai.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/newsasigai.html</a> )

※ 上記のURLは令和7年4月2日現在のものです。  
※ 上記のURLに掲載されたリーフレット等は、予告なく削除、変更される場合があります。

(R7.4作成)

## ご覧いただきありがとうございました

- 水道局ホームページ内、水道局工事安全管理委員会のページには、過去10年分の水道工事事故事例などを掲載しておりますので、ご確認ください。

URL : [https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/info/koji\\_anzenkanri.html](https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/info/koji_anzenkanri.html)

QR ⇒

